

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：3・法務研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 II 質の向上度 1. 質の向上度 【判断理由】</p> <p>【原文】 「「専任教員の充実」については、・・・ ・学生に提供する工夫等がなされているもの、それによる質向上の成果があつたと認められないことから、改善、向上していくとはいえない」と判断される。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「「専任教員の充実」については、・・・ ・学生に提供する工夫等がなされており、 それによる質向上の成果があつたと認められることから、期待される水準にあると判断される。」</p> <p>【理由】 学生による授業評価において、法律基本科目に対する評価が全体平均でも、また、かつて低かった科目においても格段に上がっている。とくに、これまで学生による授業評価が低かった科目について、教員の配置を変更するなど議論を経て実施してきた。これに対する評価に十分目が向けられていないのではないかと思われるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 現況分析における顕著な変化についての説明書の記載からは、取組がなされていることは確認できるものの、判定を変えうるまでには至っていないため。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：7・理工学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「・・・「研究科の人材像への達成度」等が改善されたと認められず、<u>判定を変えるような顕著な変化が認められないことから、期待される水準を下回ると</u>判断される。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「・・・「研究科の人材像への達成度」等が改善されたと認められたので、期待される水準にあると判断される。」</p> <p>【理由】 平成21年度末に実施した修了生に対するアンケート調査の結果、「研究科の人材像への達成度」については73%が肯定的に回答しており、平成19年度のアンケート調査に比べ1.4倍以上と大幅に増加している。この期間中の研究科、教職員の「学業の成果」を上げるための改善努力が具体的な数値として表れたものと考える。また、この達成できているということの理由として、「教員の指導・熱意」をあげるものが最も多く、次いで「研究科の研究環境」をあげるものが多かった。さらに、具体的に「教育施設・設備が良い」が、「そうでもない」の倍の回答数で、学業の成果については20年度、21年度で大きく改善したものと考えられる。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 現況分析における顕著な変化についての説明書の記載では、改善されたことが判断できず、判定を変えうるまでには至っていないため。</p>